



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区小林西1丁目14番3号

事業者名 社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

会長 川上 満

## 3 随意契約理由

「地域見守り体制づくり推進事業」（以下、「本事業」という。）は、局事業と連携し、高齢者や障がい者等に対する地域における見守り活動を通じて、地域に把握されていない要援護者を把握・発見するとともに、要援護者に対する地域の見守りネットワークの強化及び日ごろの見守り体制の構築に向けた支援を行うとともに、「いざという時の見守り」体制の構築につなげることを目的とし、事業者に委託して実施することとしている。

また、局事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）については、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と特名随意契約を締結することとしており、同協議会内に「見守り相談室」を設置し、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーク」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティを形成することを目的としている。

この間、大正区がめざしている地域における日ごろの見守り体制の構築には、地域資源の活用や協力がなければ実現できないものであることはもとより、受託する事業者については、大正区内各地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

以上のことから、本事業は要援護者の支援を進めるうえで、局事業と一体的に実施することで機能を発揮するものであり、その受注者以外の事業者では、連携が十分に行われず、業務に著しい支障が生じる恐れがある。

よって、地域の課題解決のため、地域住民や団体、社会福祉施設等社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所保健福祉課福祉グループ（電話番号 06-4394-9857）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度大正区役所広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市東成区玉津三丁目14番10号

事業者名 株式会社シカトキノコ

代表者 代表取締役 向野 剛

## 3 随意契約理由

区民及び区内企業に対して、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等へ支持・関心を高めるといふ本事業の目的に対し、最大限の成果を得るためには、区民及び区内企業のニーズを意識した戦略性の高い情報発信や、「見やすい・わかりやすい・親しみやすい」紙面を作成するための専門的な編集力・企画力が必要であることから、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、「株式会社シカトキノコ」の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、「株式会社シカトキノコ」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所総務課庶務グループ（電話番号 06-4394-9625）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度大正区エリア価値の向上のための地域活性化業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区三軒家西2丁目2番15号

事業者名 株式会社WATATSUMI

代表者 代表取締役 楠原 陽子

## 3 随意契約理由

本事業においては、集客力の高い店舗や、利活用が可能な空家の選定、「マルシェ」及び「空家まち歩き」を魅力的に演出する企画力、人々の関心を高める戦略性の高い情報発信力が不可欠であることから、令和4年度に公募型プロポーザル方式により株式会社 WATATSUMI と契約したものであり、契約期間は令和4年9月16日（金）から令和5年3月31日（金）までである。

また、本事業は社会実験として大正区エリアの定期的な賑わいの創出をめざしていることから、1年間継続して事業を実施する必要があるため、令和5年度においても同様に業務委託契約を締結するが、他の事業者と契約した場合、企画やチラシ・ポスター、マップ等のデザイン、ホームページの作成、看板やガーランド等の作成費用などの初期費用が追加で必要となる。

以上のことから、現受託事業者と令和5年度以降も契約し本事業を継続することが、経費削減できるとともに、本業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められるため、現受託事業者が継続して実施することが最も効果的であると判断した。

従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、株式会社 WATATSUMI と特名随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

## 5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話番号 06-4394-9942）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央 1-3-2-302 船場センタービル 2号館 3階 302号室

名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 大垣 純一

### 3 随意契約理由

本事業は、地域まちづくり実行委員会が各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体と、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、校区等地域における様々な地域課題の解決を自律的に進められる状態となるための支援を行うこととしている。

そのためには、地域の実情に応じた柔軟な対応、個々の課題に対する専門知識を要することから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門知識などを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話 06-4394-9962）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度「学習・登校サポート事業」業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-29-7ドルミ御苑202号室

名称 株式会社キズキ

代表者 代表取締役 安田 祐輔

## 3 随意契約理由

貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の健やかな育成を図るという本事業の目的に対し最大限の成果を得るためには、生活困窮家庭などの児童・生徒が生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会が均等に図られるよう、学習機会を創出し、基礎学力の定着や学習習慣を形成していく必要がある。そのためには、家庭訪問型などの学習指導のみならず、大正区の児童・生徒の置かれている状況、さらには家庭環境を含む世帯全体の実情に応じた学習・登校支援等が必要であることから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門的な知識・経験などを求めている。価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社キズキの評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所保健福祉課 とも・教育グループ (電話番号 06-4394-9980)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和5年度大正区コミュニティ育成事業（その2）業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央 1-3-2-302

名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 大垣 純一

## 3 随意契約理由

本事業は、大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かし、地域団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等の様々な活動主体が地域活動に参画する仕組みを構築するとともに、地域コミュニティ同士のつながりをより一層強くすることで、住民主体のコミュニティの育成を図る。また、多様な活動の主体と協働し、あらゆる世代の住民が地域活動に参加するきっかけをつくることで「自らの地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、コミュニティを基盤とした地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実と区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的としている。

そのためには、地域の実情に応じた柔軟な対応、個々の課題に対する専門知識を要することから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門知識などを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所地域協働課地域協働グループ（電話 06-4394-9743）